

# 広報 みさと 号外

第4報 平成28年5月19日発行

## がんばる県くまもと 助け合い、支えあい 力を合わせて復興を

広報みさと号外第4報を作成しました。ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。町の最新情報については町ホームページで随時更新しています。パソコン・スマートフォン・タブレットなどでご確認ください。

同日配布した広報みさと5月号では、熊本地震発生からの時系列や、本震後の町の写真などを掲載しています。そちらもぜひご一読ください。



## 希望される方はお電話を！被災宅地危険度判定を実施

- ポイント①…建物の危険度を判定する「応急危険度判定」とは違い、宅地・地盤の危険度を判定します。  
ポイント②…現在実施中の「家屋被害調査」とは違うため、罹災証明の判定結果に反映されません。  
ポイント③…宅地の二次被害の危険度を判定する被災宅地危険度判定士が判定を行います。

**被災した宅地について**、被災宅地危険度判定士が現地を調査して宅地の土台となっている擁壁やブロック積などの危険度判定を行います。

美里町では、調査を希望される戸数を把握した上で、危険度判定士派遣の要請を行います。危険度判定の必要があると思われる場合は、申込受付期間内に総務課防災交通係までご連絡ください。

危険度判定が行われた結果、被災程度に応じた3種類のステッカーのいずれかを貼ることになりますが、これは、被災した宅地が余震などにより人命などに係る二次的災害を軽減・防止することを目的としているものです。そのため、罹災証明の結果には反映されません。

この判定は宅地の危険度に関する暫定的な調査です。罹災証明のための調査ではありません。

### 宅地危険度判定と家屋被害調査の比較

|      | 被災宅地危険度判定（希望者受付は20日（金）から）                                                                                  | 家屋被害調査（実施中）         |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 目的   | 余震等による二次災害の防止（主に宅地・地盤の危険度を判定）                                                                              | 罹災（りさい）証明の交付        |
| 調査結果 | 判定ステッカー（3種類）のいずれかが貼られます<br>・「危険宅地」（赤） この宅地は危険<br>・「要注意宅地」（黄） この宅地は注意が必要<br>・「調査済宅地」（青） この宅地の被災程度は小さいと考えられる | 全壊・大規模半壊<br>半壊・一部損壊 |

**申込受付期間 5月20日（金）～27日（金）**

**申込・問合せ先 役場中央庁舎 総務課 防災交通係 ☎46-2111（代表）**

※被害の状況によっては、目視調査で終わる場合もあります。

裏面もご覧ください



## 罹災証明発行後のおもな支援制度

罹災証明を発行後は、判定結果により下記の支援を受けることができます。なお、支給できる金額は世帯ごとに異なります。詳しくは各問合先へおたずねください。

主な支援制度早見表

| 罹災証明の判定結果<br>主な支援制度 |                    | 全壊<br>(家屋の経済的損害が50%以上)                          | 大規模半壊<br>(同40%以上50%未満)                | 半壊<br>(同20%以上40%未満)               | 一部損壊<br>(同20%未満) | 問合先                                            |
|---------------------|--------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|------------------|------------------------------------------------|
| 給付                  | 被災者生活<br>再建支援金     | 【最大】300万円                                       | 【最大】250万円<br>※やむを得ない事由により解体した場合は全壊と同様 | 原則対象外<br>※やむを得ない事由により解体した場合は全壊と同様 | なし               | 役場福祉課<br>☎ 47-1116                             |
|                     | 応急修理               | 応急修理で居住可能になる場合のみ                                | 【最大】57万6千円                            |                                   | なし               | 役場福祉課<br>☎ 47-1116                             |
|                     | 日本財団<br>見舞金        | 20万円                                            |                                       | なし                                | なし               | 日本財団<br>事務センター<br>☎ 03-6435-5751<br>平日9時～18時   |
| 融資                  | 災害援護<br>資金         | 【最大】350万円                                       |                                       |                                   | なし               | 役場福祉課<br>☎ 47-1116                             |
|                     | 住宅金融<br>支援機構       | ★建設 【最大】(1650万+特例加算額510万)                       |                                       |                                   | なし               | 住宅金融支援機構<br>(災害専用)<br>☎ 0120-086-353<br>9時～17時 |
|                     |                    | ★補修 【最大】730万円(引方移転・整地を伴う場合は+440万円)              |                                       |                                   |                  |                                                |
|                     | 生活福祉資金<br>(緊急小口資金) | 一世帯につき一回限り10万円<br>(一定の条件を満たす場合は、一世帯につき一回限り20万円) |                                       |                                   |                  | 社会福祉協議会<br>☎ 47-0065                           |
| その他                 | 応急仮設<br>住宅         | 対象                                              |                                       | なし                                | なし               | 役場福祉課<br>☎ 47-1116                             |

※給付の金額は最高金額を記載しています。条件により金額が異なります。

※応急修理と応急仮設住宅（みなし仮設住宅含む）を併用することはできません。



## 被災した家屋等の解体・撤去を検討されている方へ

震災により被災した家屋を解体・撤去する場合、補助が受けられます

### ◇補助の対象となる住家

罹災証明書で全壊・大規模半壊・半壊の判定があった住家（※空家も対象となる場合があります。）

### ◇同じ敷地内にある被災した小屋も対象となります

解体を検討されている方は、先に役場水道衛生課衛生下水道係までご連絡ください。

職員が確認後に、下記書類の提出をお願いします。

【必要な書類】 ①罹災届出証明書、②被災した状況が分かる写真

上記2つを提出されたあと、最終決定をいたします。

問合先 役場水道衛生課衛生下水道係 ☎ 47-1114